

がんばる

中小企業者・起業家を応援します！

商工課☎43-9242

融資制度・助成制度 市ホームページ内で「融資制度」を検索

中小企業者の安定した経営基盤づくりなどをサポートします

	事業資金が必要			事業所改築、新設備導入	
	小口特別保証制度	小口零細企業保証制度	事業活性化資金	商工業設備投資資金	
資金用途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	設備資金	
融資限度額	1,250万円以内	1,250万円以内	2,000万円以内	5,000万円以内	1億円
貸付(据置)期間	7年以内(6か月以内)	7年以内(6か月以内)	10年以内(6か月以内)	10年以内(1年以内)	
貸付利率	1.9%以内	1.8%以内	2.2%以内	2.0%以内	1.5%以内
信用保証料	市が全額助成	市が全額助成	—	市が全額助成	
保証料率	—	—	0.45~1.90%	—	

中心市街地区域内で行われる事業

市内で同一事業を3年以上継続して営んでいる人

既存の保証協会付融資残高との合計で2,000万円以内となる新規保証に限る

青森県が実施する融資制度を利用した人を対象に、信用保証料の補助をします

青森県経営安定化サポート資金

	経営状況の改善	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている
	(経営安定枠)	(災害枠)
資金用途	最近3か月の売上高が過去3か年のいずれかの年の同期に比べ10%以上減少しているなど、経営の安定に支障を生じている中小企業者の運転資金	新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小企業者の運転資金・設備資金
補助対象融資額	2,000万円以内	3,000万円以内
補助(据置)期間	7年以内(6か月以内)	10年以内(据置2年以内)
補助内容	信用保証料を全額補助	信用保証料を全額補助 セーフティネット4号・5号、危機関連保証のいずれかの保証制度を適用したものに限り



「選ばれる青森」への挑戦資金

	空き店舗で開業したい	新たに創業したい	事業承継に取り組んでいる
	(空き店舗活用チャレンジ融資)	(創業)	(事業承継枠)
資金用途	八戸商店街連盟に属している商店会等の区域内の空き店舗で開業する中小企業者の運転資金・設備資金	新たに市内で創業(創業後5年以上を含む。)する中小企業者の運転資金・設備資金	事業承継に取り組む中小企業者の運転資金・設備資金
補助対象融資額	1億円以内	1,000万円以内	1,000万円以内
補助(据置)期間	—	10年以内(1年以内)	10年以内(1年以内)
補助内容	信用保証料の7割を補助	信用保証料を全額補助	信用保証料を全額補助

●取扱金融機関(融資申し込み先) 青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、秋田銀行、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、青森県信用組合、商工組合中央金庫の市内各支店

中小企業振興条例に基づく助成制度をご利用ください

助成の種類	対象事業	助成内容(限度額)
高度化事業に対する助成	工場や店舗などの集団化事業や、共同施設設置事業などの事業で、県から高度化資金の貸し付けを受けて行う事業	県から貸し付けを受けた高度化資金の5/100に相当する額以内(限度額1億5,000万円)
共同施設設置事業に対する助成	県から高度化資金の貸し付けを受けない生産・加工・販売・購買・保管など、組合員の事業に関する共同施設設置事業(施設の新設、増設、更新、改修)で、総事業費1,000万円以上のもの	共同施設の新設、増設、更新、改修に要した経費の20/100に相当する額以内(限度額3,000万円)
指定地域内への工場などの設置に対する助成	桔梗野工業団地、八戸北インター工業団地内で、市の施策に応じて市長が定める期間内に工場・作業場を新設、移設または増設する事業	土地建物および固定された設備に対する固定資産税額の50/100に相当する額以内を3か年にわたり助成(単年度の限度額は300万円)
新事業活動に対する助成	新商品・新役務の開発・生産・提供、商品の新たな生産または販売方法の導入、その他新たな事業活動	新事業活動に要する経費のうち、市長が認める額の50/100に相当する額以内(限度額:経営革新認定事業または事業承継などを契機に実施する事業300万円、その他の事業:200万円)
技能者養成に対する助成	職業能力開発促進法により認定を受け、職業訓練を行った中小企業者・中小企業団体または職業訓練法人	1認定施設あたり、年間30万円に、訓練生1人あたり3,000円に訓練生数を乗じて得た額を合算した額(1施設あたりの限度額は70万円)

「先端設備等導入計画」の認定申請を受け付けています(受付場所:商工課)

☑市ホームページ内で「生産性向上特別措置法」を検索

平成30年6月に、中小企業の労働生産性向上を柱の一つとする生産性向上特別措置法が施行されました。市では、法律に基づく導入促進基本計画を策定し、事業者からの先端設備等導入計画の申請を受け付けています。市の認定を受けた事業者は、一定の要件を満たした場合、令和4年度末までに取得した設備の固定資産税が3年間ゼロになります。

先端設備等とは	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動に直接供される機械装置、測定工具および検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア、構築物、事業用家屋をいいます。
対象	中小企業等経営強化法第2条第1項の規定で定められた中小企業者が対象となり、業種により資本金額や従業員による要件があります。
先端設備等導入計画	中小企業者が、計画期間内に、労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、市の導入促進基本計画等に合致する場合に認定を受けることができます。

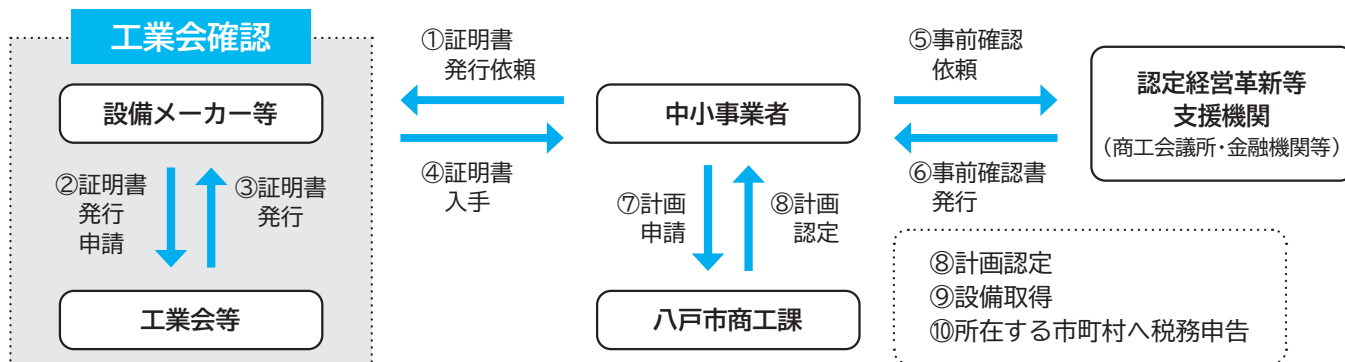
※詳細については中小企業庁ホームページ、手続・申請様式については市ホームページをご覧ください、商工課までお問い合わせください。

先端設備等導入計画の認定および固定資産税の特例の流れ

工業会等の確認内容 ○一定の期間内に販売が開始されたモデルであること
○生産性向上(年平均1%以上)要件を満たしていることの確認
(同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による)

経営革新等支援機関の確認内容 先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するかについて確認

「先端設備等導入計画」の認定までの流れ



※固定資産税の特例を希望せず、先端設備等導入計画の認定のみ希望する場合は、工業会の証明書の取得(上記①~④)は不要です。

※先端設備等は、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが必須です。